

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン装置（B系）パー回転式及びトラベリングスクリーン本体の防食用アルミ犠牲電極棒（計9本）の消耗が認められたため、当該電極棒を交換	対象外	
2	4号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ出口に設置されている廃液収集タンク再循環弁の駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	6号機	非常用スイッチギア室換気空調系の冷却装置（B）用送風機駆動用電動機の点検において、軸受ハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	6号機	所内ボイラ用電源開閉器盤内に設置されている電磁接触器のコイル部に過熱による変形が認められたため、当該電磁接触器を交換	GⅠ	6月16日の再審議にてグレード変更 GⅡ→GⅠ
5	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）用雑固体投入ダンパに雑固体の噛み込みが認められたため、当該投入ダンパを点検・清掃	GⅢ	
6	集中環境施設	洗濯設備エリア換気空調系排気用フィルタユニットの出入口差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	GⅢ	
7	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）用雑固体投入機スライドダンパに雑固体の噛み込みが認められたため、当該ダンパを点検・清掃	GⅢ	
8	その他	水処理設備純水製造装置用真空ポンプ（B）のシール水ドレン配管の腐食による亀裂部より水のリーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	